

埼玉高速鉄道株式会社

「新型インフルエンザ等対策業務計画」要旨

1. 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(1) 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

- ・ 政府想定を踏まえ、各部門における業務の優先順位および欠勤率に応じ、業務実施計画を策定し、新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。
- ・ 新型インフルエンザ等の発症状況に応じ、必要な要員を確保し、適切に対応する。

(2) 感染対策の検討・実施

- ・ 発生段階別の対策項目に従い、感染対策を実施する。
- ・ 職場における感染対策を実施する。
- ・ 感染拡大防止のため、ポスター類の掲示、車内放送等の実施に対する埼玉県からの協力要請に対応し、鉄道利用の抑制を図る。

2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ等対策の実施体制

新型インフルエンザ等の対応について協議するため、社内に発生段階別の対策本部を設置する。

(2) 情報収集・共有体制

平素から、感染症等に関する情報を収集するとともに、発生時においては、その情報を早急にお客様および社員等に周知する体制を確保する。

(3) 関係機関との連携

平素から、新型インフルエンザ等対策業務の実施にあたり、関係機関との連携を図る。

3. その他

(1) 教育・訓練

- ・ 平素から、社員等に新型インフルエンザ等の基礎知識、基本的な感染対策を教育するとともに、新型インフルエンザ等の発生に備えた訓練の実施に努める。
- ・ 関係機関と連携して、新型インフルエンザ等対策訓練の実施に努めるとともに、その他訓練とも有機的な連携が図れるよう配慮する。

(2) 計画の見直し

本計画の内容については検討を加え、必要があると認める場合には適宜見直しを行い、改定する。

以上